

## 秋田県奨学金返還助成金交付申請書 提出チェックシート

交付申請書の提出にあたっては、この提出チェックシートで確認し、チェック後のシートを交付申請書に添付して提出くださるようお願いいたします。

### 提出書類について

チェック

- 1 提出チェックシート（本用紙）はありますか
- 2 交付申請書（様式第5号(第10条関係)）はありますか
- 3 住民票はありますか（3ヶ月以内のものでマイナンバー記載のないもの）
- 4 在職証明書はありますか
- 5 奨学金の返還実績を証明できる書類はありますか

### 交付申請書の記載事項について

チェック

- 1 提出年月日を記入していますか
- 2 記載した住所は、住民票上の住所地と同じですか
- 3 押印していますか（後日作成いただく請求書に同じ印章を使用していただきます）
- 4 「3 事業の実施期間」は、認定通知書の「助成対象となる返還期間」の1回目（一番上の段）と同じ期間になっていますか
- 5 「助成金交付申請に係る返還期間」は、認定通知書の「助成対象となる返還期間」の1回目（一番上の段）と同じ期間になっていますか
- 6 「返還実績額（A）」には、「3 事業の実施期間」の間に、対象となる奨学金のみを返還した金額（延滞金や延滞利息は含みません）を記入していますか
- 7 「助成金交付申請額（B）」には、裏面に記載した計算方法により、算出した金額を記載していますか
- 8 「2 助成金申請額」は、「助成金交付申請額（B）」と同じ金額になっていますか（「2 助成金申請額」は訂正できませんので、誤って記載した場合は、再度、交付申請書を作成してください）
- 9 勤務先の「名称（氏名）」は、認定時と同じですか  
異なる場合は、様式第4号「秋田県奨学金返還助成金 申請者・認定者情報異動等届出書」を添付していますか
- 10 「勤務地所在地（住所）」は、正しく記入していますか（本社住所地を記入していませんか）

※修正液(テープ)は使用しないでください。訂正又は削除する場合は、その部分に朱線を引き、その右側又は上位に正書の上、押印してください。ただし「2 助成金申請額」は訂正できません。

### 【重要】

#### 奨学金の返還実績を証明できる書類について

※ 奨学金の返還実績を証明できる書類は「助成対象となる奨学金のみの返還実績」や「延滞金や延滞利息を除いた返還実績」を証明できるものとしていただく必要があります。  
このため、貸与奨学金の、次の証明書類を提出して下さるよう、あらためてお願いいたします。

チェック

- ◆日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けた方  
「奨学金返還（入金額）証明書」 ※必ず別紙を確認してください。
- ◆秋田県育英会の奨学金の貸与を受けた方  
「奨学金貸与・返還等証明書」 ※必ず別紙を確認してください。
- ◆その他の奨学金の貸与を受けた方  
「奨学返還等証明書」 ※必ず別紙を確認してください。

各証明書の入手方法等は、別紙をご確認願います。上記の証明書の交付を受けることができない場合などは、裏面の連絡先にご連絡願います。

- 1 助成金交付申請額（B）の算出方法
  - ア 助成の区分が、一般分 $2/3$ の方
    - ①返還実績額（A）の金額に $2/3$ を乗じた金額を算出してください。
    - ②①で算出した金額から千円未満の金額を切り捨ててください。
    - ③②において算出した金額と13万3千円のいずれか低い金額が、助成金交付申請額（B）になります。
  - イ 助成の区分が、未来創生分 $10/10$ の方
    - ①返還実績額（A）の金額に $10/10$ を乗じた金額を算出してください。
    - ②①で算出した金額から千円未満の金額を切り捨ててください。
    - ③②において算出した金額と20万円のいずれか低い金額が、助成金交付申請額（B）になります。
  
- 2 様式第4号「秋田県奨学金返還助成金 申請者・認定者情報異動等届出書」について  
発行申請書は、県のウェブサイト（美の国あきたネット）からダウンロード可能です。  
▽美の国あきたネット  
<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/34623>  
部署別>あきた未来創造部>移住・定住促進課>県内就職者向け奨学金返還助成金>  
秋田県奨学金返還助成金の交付申請について

**【連絡先】**

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課  
調整・県内定着促進班  
Tel 018-860-3751  
e-mail iju@pref.akita.lg.jp

## 交付申請書に添付する「奨学金の返還実績を証明できる書類」について

### ア 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けた方の場合

「奨学金返還（入金額）証明書」を提出してください。

#### ◆入手の方法等◆

①日本学生支援機構に対して「助成対象となる奨学金」の証明書発行申請を行います。発行申請にあたっては「奨学生番号」を指定する必要がありますので「助成対象となる奨学金」の奨学生番号を指定するようにしてください。

②証明書発行申請では、必ず、入金期間を指定（記載）してください。

（例）交付申請書の「3 事業の実施期間」が、平成年10月1日から平成31年9月末日の方の場合、指定（記載）する入金期間は「平成30年10月1日～平成31年9月30日」になります。

③証明書発行申請書は、日本学生支援機構のウェブサイトからダウンロード可能です。  
▽日本学生支援機構

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/shomeisho.html>

奨学金＞返還中の手続き＞返還中の願出・届出＞証明書の発行申請

④証明書発行申請はスカラネットからも可能ですが、スカラネットを利用する方法は、各自ご確認願います。

※詳細は日本学生支援機構へお問い合わせ願います。

### イ 秋田県育英会の奨学金の貸与を受けた方の場合

「奨学金貸与・返還等証明書」を提出してください。

#### ◆入手の方法等◆

①秋田県育英会に対して「助成対象となる奨学金」の証明書発行申請を行います。

②発行申請書は、県のウェブサイト(美の国あきたネット)からダウンロード可能です。  
▽美の国あきたネット

<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/34623>

部署別＞あきた未来創造部＞移住・定住促進課＞県内就職者向け奨学金返還助成制度＞秋田県奨学金返還助成の交付申請について

※秋田県育英会から発行される「奨学貸与・返還等証明書」は、認定申請時に提出いただいた「奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書」の同意に基づき、秋田県育英会から当課へ直接送付されます。

### ウ その他の奨学金の貸与を受けた方の場合

「奨学金貸与団体の発行する返還実績証明書（これによりがたい場合は「【参考様式：様式3】奨学金返還等証明書」）」を提出してください。

#### ◆入手の方法等◆

貸与を受けた機関（市町村教育委員会等）へ直接ご確認願います。

#### ◆【参考様式：様式3】の入手の方法等◆

①貸与を受けた機関（市町村教育委員会等）へ【参考様式：様式1】により発行申請をして、【参考様式：様式3】の発行を受けてください。

②発行申請書（【参考様式：様式1】）と【参考様式：様式3】は、県のウェブサイト(美の国あきたネット)からダウンロード可能です。ダウンロード先は上記イに記載した箇所と同様です。

③【参考様式：様式1】の記入にあたっては、発行を申請する証明書の種類の「奨学金返還等証明書」に○印をし、「証明書に記載する、1年間の返還実績」の期間を指定してください。期間の指定は、上記ア②の(例)を参考としてください。

※【参考様式：様式3】の発行を受けることができない場合は連絡願います。